3.2.　燃料組成に関する記号及び略語

w_{ALF}	燃料中の水素含有量、質量%
w_{BET}	燃料中の炭素含有量、質量%
w_{GAM}	燃料中の硫黄含有量、質量%
w_{DEL}	燃料中の窒素含有量、質量%
w_{EPS}	燃料中の酸素含有量、質量%
α	モル水素比率（H／C）
γ	モル硫黄比率（S／C）
δ	モル窒素比率（N／C）
ε	モル酸素比率（O／C）

燃料$CH\alpha O\varepsilon N\delta S\gamma$を対象とする。

3.3.　化学成分に関する記号及び略語

記　号	内　容
C_1	炭素１個と等価の炭化水素
CH_4	メタン
C_2H_6	エタン
C_3H_8	プロパン
CO	一酸化炭素
CO_2	二酸化炭素
DOP	ジオクチルフタレート
HC	炭化水素
H_2O	水
NMHC	非メタン炭化水素
NOx	窒素酸化物
NO	一酸化窒素
NO_2	二酸化窒素
PM	粒子状物質

3.4.　略語

記　号	内　容
CFV	臨界流量ベンチュリ
CLD	化学発光検出器
CVS	定容量採取
deNOx	NOX低減装置
EGR	排出ガス再循環
FID	フレームイオン化検出器
GC	ガスクロマトグラフ
HCLD	加熱式化学発光検出器
HFID	加熱式フレームイオン化検出器
NDIR	非分散型赤外線（排出ガス分析計）
NMC	非メタンカッター
PDP	容積型ポンプ
Per cent FS	フルスケールの%
PFS	分流システム
SSV	亜音速ベンチュリ
VGT	可変ジオメトリーターボ

4.　一般要件

エンジンシステムは、通常の使用状態において、本技術基準の要件に適合できるように設計及び製作されていること。

5.　性能要件

エンジンからのガス状汚染物質及びPM（排気を希釈することにより排気温度が315K（42℃）から325K（52℃）になった後で、PM捕集フィルタにより捕集されたものに限る。以下同じ。）の平均排出量は、WHTC及びWHSCで決定される。測定システムは、9.2.の直線性要件と9.3.の排出ガス成分の測定、9.4.のPMの測定及び別紙３の仕様に適合するものであること。その他のシステムや排出ガス分析計は、装置の同等性の判断により、同等の結果が得られることが確認された場合には、試験機関は当該装置を使用することができる。

装置の同等性の判断は、本技術基準に規定されていない検討中の装置と本技術基準に合致した装置のうちの１台との間での７組以上のサンプルについての相関関係の検証を行わなければならない。「結果」は、特定のサイクルの重み付けをした平均排出量で表す。相関試験は、同じ試験室及びエンジンで実施されるべきであり、同時に行うことが望ましい。１組のサンプルの平均値の同等性は、別紙４に定める統計検証を用いて判断する。異常値は、ISO　5725に基づいて判断し、データベースから除外するものとする。相関試験に用いる装置は、試験機関による承認を受けていなければならないものとする。